

第9回 学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会 開催報告

- 1 日 時：令和2年1月30日（木）13:15～15:15
- 2 場 所：ザ・セレクトン福島 3階 吾妻I
- 3 出席者：部会員9名（全員出席）
- 4 部会長選出・副部会長指名について
部会長は互選により津金昌一郎部会員が選出（再任）された。
副部会長は寶澤篤部会員が部会長により指名された。
- 5 内容等

(1) 福島県県民健康調査に係る調査情報の学術研究目的のための第三者提供に関するガイドライン及び利用規約について

データ提供に関する報告書に基づき県が作成したガイドライン及び利用規約の案が示され、各部会員から意見が出された。

<部会員の主な意見>

● 審査結果の公開について

- ・データ利用の審査結果は申請者のみに通知することとなっているが、どのような研究に県民健康調査のデータを提供するかについては申請者に通知するだけでなく、県民に公開することをガイドラインに規定すべきではないか。

● データの利用期間について

- ・利用期間が学術誌での公開まで含むのであれば、原則2年で延長して最長5年というのは短いのではないか。
- ・県民の貴重なデータを活用した研究であるため利用期間はこれ以上の延長は適切ではなく原則2年、最長5年のままにすべきではないか。
- ・論文を投稿する学術誌によっては、論文を提出してから受諾・公開されるまでに1年以上かかるものもあるため、そのような案件は利用期間について配慮する必要があるのではないか。

● 利用期間終了後の処置について

- ・利用期間終了後は調査情報及び中間生成物を速やかに破棄しているが、中間生成物の定義によっては破棄することによって支障が出てくる可能性もあるため、定義を明確にしておく必要があるのではないか。

(2) 第三者へのデータ提供に対する調査対象者の拒否機会の保証（オプトアウト）に関する手続きについて

データ提供に関する報告書の中で、検討すべき課題とされたオプトアウトに関する手続きについて、県において当該手続きを実施する方針を示し、各部会員から意見が出された。

<部会員の主な意見>

● 周知について

- ・オプトアウトの対象者が、自分が対象者であるか明確に分かるよう表現ぶりは配慮した方

がよい。

- ・どのような研究にデータを提供しているか県民に知ってもらうため、オプトアウト実施のお知らせとは別に、データを提供した研究の概要については継続して公表した方がよいのではないか。

● オプトアウトの期間について

- ・申し出の期間が1か月というの短いのではないか。
- ・申し出期間を1か月としている事例もあり、1か月という期間は短すぎるということも面白いと思うが、他事例も参考にして検討してほしい。

(3) その他

特になし。

5 今後のデータ提供に向けた対応

部会員から出された意見を元に、県が関係規程の整備等データ提供の準備を進めていくこととした。